

和歌山弁護士会 御中

平成 29年 1月31日



## 懲戒請求書

1. 懲戒請求者 住 所 〒640-8152 和歌山市十番丁72番地 カサ・デ まるのうち201

氏名(代表者名) 吉田 益夫

(法人名)

年 齢 57歳

(代理人 氏名)



2. 対象弁護士 住 所(事務所) 〒640-8154 和歌山市六番丁 24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

あすか綜合法律事務所

氏名(弁護士名) 豊田 泰史、太田 達也、重藤 雅之

所属弁護士会 和歌山弁護士会

### 3. 申立の趣旨

和歌山弁護士会所属 豊田 泰史弁護士、太田 達也弁護士、重藤 雅之弁護士を懲戒することを求める。

### 4. 懲戒事由の説明

別紙による。

### 5. 添付書類

1. 平成26年2月19日付 懲戒請求者に対する通知書
2. 平成26年2月10日付 ~~履歴調査~~に対する通知書
3. 平成26年2月28日付対象弁護士らに対する懲戒請求
4. 平成26年4月14日付対象弁護士らが懲戒請求者に対して刑事告訴を行った告訴状
5. 平成26年4月24日付対象弁護士らの一人の豊田泰史の懲戒請求者に対する訴状
6. 平成26年6月6日付で対象弁護士らの一人の豊田泰史が懲戒請求者に対してスレッドの削除を求めた仮処分申立に対する仮処分決定(平成26年7月31日付)
7. 平成26年7月23日付和歌山弁護士会の上記3に対する議決書
8. 上記5に対する対象弁護士らの一人の豊田泰史の訴えの追加(平成26年9月10日、12月9日付)

9. 上記1に対する(有)銀徳及び代表者 吉村公俊氏が懲戒請求者に対して提起した仮処分についての本訴の判決文(平成26年10月23日言渡)
10. 上記9で懲戒請求者が提出の[REDACTED]の陳述書(平成26年9月3日付)
11. 上記9、10の対象になった和ネットのスレッド(有限会社銀徳吉村公俊って何者?)
12. 上記、5、6、8に対する和歌山地裁の判決文(平成27年3月18日言渡)
13. 上記9の言渡で、送信防止措置、発信者情報開示が棄却された投稿に対し、懲戒請求者が損害賠償請求を提起して、一审の判決に(有)銀徳及び代表者 吉村公俊氏が不服として控訴を行った、審理で、(有)銀徳及び代表者 吉村公俊氏側が証拠として提出した、[REDACTED]の略式命令と起訴状
14. 上記13の審理で、(有)銀徳及び代表者 吉村公俊氏側が提出した平成27年11月17日付準備書面(1)
15. 上記12に対する控訴審(大阪高裁)での判決文(平成28年10月20日言渡)
16. 上記15に対して、双方(懲戒請求者、対象弁護士の一人の豊田泰史)の上告受理申立通知書、上告提起通知書

以上

## 別 紙

(再度、懲戒請求提出にまで至った経緯)

懲戒請求者は、電気通信事業者として、インターネットサイト「和ネット」(以下、和ネット)を運営する管理者である。

平成26年2月19日付で、対象弁護士らは、依頼者の(有)銀徳及び代表者、吉村公俊氏の法定代理人として、懲戒請求者に対して、依頼者の名誉毀損を理由に「和ネット」のスレッド(氏名不詳の投稿者が建てた一種の掲示板で、その話題について、他の氏名不詳者が、投稿するという、いわゆる匿名掲示板である。)の全投稿を削除を要求する内容証明郵便での通知書を送付した。

そのスレッドを立てた投稿者に対して、対象弁護士らは、法定代理人として、投稿者の特定を行い、平成26年2月10日付で、同じく内容証明郵便で、投稿の削除を要求する通知書を送付していた。

「和ネット」の掲示板は、投稿者がパスワードを設定しないと、スレッドを立てることや投稿もできないが、スレッドの文面及び投稿をパスワードを使って、投稿者が編集・削除できるため、投稿者に著作権もある上に、懲戒請求者は第三者であり、対象弁護士らの主張する名誉毀損による投稿削除要求の法的請求権についても不明確であつたため、投稿者に判断を行う優先権があるとして、懲戒請求者に送られた通知書を公開して、投稿者の判断に委ねた。

また、懲戒請求者は、対象弁護士らが特定して通知書を送付した投稿者である [REDACTED] に事情聴取を行った。[REDACTED] は、どの投稿をしたのか、その段階では、はつきりさせなかつたが、自分の投稿を削除を行わず、裁判で争うとの意思を表していた。それは、[REDACTED] が、対象弁護士らの依頼人である(有)銀徳及び代表者、吉村公俊氏の元従業員であつて、給料支払いに関してトラブルがあつたためである。

[REDACTED] は、身体障害者であり、(有)銀徳に入社時の条件で、身体障害者に対する国の雇用助成金をもらうことで採用されたとのことで、このトラブルは、雇用助成金詐欺未遂にあたると主張していた。そして、雇用助成金詐欺に対して慰謝料を要求するとの主張も行っていた。

懲戒請求者は、この慰謝料の要求については、犯罪行為に当たる可能性があると認識していた。

こういう背景のもとで、投稿者に判断を委ねた結果、23投稿のうち、11投稿が投稿者によって自主削除された。

対象弁護士らが、懲戒請求者に送付した平成26年2月19日付通知書には、「なお、通知人らは、本件を非常に悪質なものであると考えており、記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出

済みであります。」との記載があり、11投稿の中には、依頼者に法的請求権があるのかも疑わしいものもあり、この記載で、面倒なことに巻き込まれたくないとして、投稿者が、自主削除したのは明らかである。

後でわかったが、[REDACTED]は、和ネットの掲示板に投稿を行っていたが、自主削除は行っていなかった。そして、この投稿の中には、[REDACTED]の慰謝料の要求に関して、[REDACTED]と共に謀している疑いのある投稿もあり、捜査に入っているということで、投稿者が証拠隠滅を行った疑いのある自主投稿もあったので、懲戒請求者は事態を重く見て、2月28日、懲戒請求者は、対象弁護士らに対して和歌山弁護士会に懲戒請求を行った。和ネットの投稿者、利用者を巻き込んだ話であるので、懲戒請求者は、投稿者、利用者が知る権利があるとして、この懲戒請求書を公開し、また、投稿者、利用者の意見を聞くためのスレッドを立てた。

その後、依頼者の法定代理人として、対象弁護士らは、[REDACTED]に対して刑事告訴を行い、[REDACTED]は、平成26年4月に任意で、和歌山県警岩出警察署で、取り調べを受けた。[REDACTED]の取り調べの連絡を受け、懲戒請求者は、和歌山地方検察庁に出向き、該当スレッドの発信者情報開示を申し出たが、和歌山県警岩出署に聞いてくれということで、[REDACTED]に対する刑事告訴は和歌山県警岩出署に出されていたのを知る。懲戒請求者は和歌山県警岩出署に連絡し、発信者情報開示を申し出たが、「差し当たってその必要がない」という回答であった。

また、対象弁護士らは、懲戒請求者の懲戒請求公開に対して平成26年4月14日付で、和歌山地方検察庁に名誉毀損罪及び信用毀損罪及び業務妨害罪で懲戒請求者に刑事告訴を行った(平成27年4月27日付で嫌疑不十分で不起訴処分となる。)。そして、対象弁護士らの一人である豊田泰史が、4月24日付で懲戒請求者の懲戒請求に対して、3300万円の損害賠償請求の訴えを起こした。この訴えでの原告、豊田泰史の法定代理人は、対象弁護士らの二人、太田達也、重藤雅之であった。懲戒請求者は、この刑事告訴と訴えの提起は不法行為であるとして100万円の損害賠償請求の反訴を行った。

一方、対象弁護士らは、依頼者の(有)銀徳及び代表者、吉村公俊氏の法定代理人として、5月13日付で、平成26年2月19日付の通知書で対象となったスレッドの発信者情報開示とスレッドの送信防止措置を求める仮処分命令申立を行った。この申立の審尋の席で、送信防止措置を取れば、和ネットの掲示板システムでは、発信者情報データが消失する旨の説明を行っている。そして、6月24日に発信者情報開示と送信防止措置の仮処分命令が下り、懲戒請求者は、7月7日、発信者情報を開示し、送信防止措置を行った。そして、7月25日付で、依頼者の法定代理人として、対象弁護士らは、懲戒請求者に対して、仮処分の本訴を提起した。

この本訴の中で、懲戒請求者は、[REDACTED]から陳述書を入手して、その陳述書から、問題となったスレッドを立て

たのが [REDACTED] であって、スレッド中の [REDACTED] の投稿も判明した。この判決は、10月29日に言渡されたが、一部の投稿について、請求に法的請求権がないとして却下された。この却下された投稿について、懲戒請求者は、平成27年3月9日付で160万円の損害賠償請求を(有)銀徳及び代表者、吉村公俊氏に対して行い、8月3日に(有)銀徳及び代表者、吉村公俊氏に対して10万円支払えとの判決があり、(有)銀徳及び代表者、吉村公俊氏側は対象弁護士らを法定代理人にして大阪高裁に控訴を行った。

対象弁護士らに対する懲戒請求については、平成26年7月23日付で、和歌山弁護士会は、対象弁護士らを懲戒しないと決定した。その議決書の中で、「対象弁護士らは、実際に検察庁へ告訴状(尾園氏に対する告訴状)を提出し、その後岩出署へ告訴状の再提出も行っているとのことである。告訴後の捜査手続は対象弁護士らが関与しうるものではないから、対象弁護士らが手続を遅延させているとの事実は認められない。」と認定及び判断を行っている。懲戒請求者は、この時点で、仮処分決定に従って、発信者情報を開示し、送信防止措置を行っており、発信者情報データについては、消失する旨の説明を仮処分申立の審尋時に説明しており、それに基づいた仮処分決定ということで、懲戒請求の問題は解決していた。日本弁護士連合会に異議申出、綱紀審査申出を行ったが、これは、和歌山弁護士会の発信者情報データ消失の理解について誤りがあるためで、和歌山弁護士会の理解に対する異議であり、綱紀審査申出であり、対象弁護士らとは直接関係がない。

他方、対象弁護士の一人である豊田泰史は、他の対象弁護士二人を法定代理人として、平成26年5月29日付で、懲戒請求者に対して、懲戒請求者が和ネットの掲示板に立てたスレッド「あすか総合法律事務所(和歌山市)の弁護士に対する懲戒請求」に対して名誉毀損と業務妨害だと主張して、そのスレッドの削除を要求する仮処分命令申立の提起を行った。そして、6月6日、その申立の趣旨に、氏名不詳の投稿者が立てた「がんばれ！和ネット！」と、懲戒請求者が立てた「あすか総合法律事務所(和歌山市)より和ネットに損害賠償3300万円を支払えとの訴訟の訴状」というスレッドの削除要求を追加した。7月31日付で削除要求のあった3スレッドの削除を、担保として50万円立てることによって命じる仮処分決定が下りた。懲戒請求者は、8月14日に仮処分決定に従って、その3スレッドをサーバー上から削除した。この仮処分は、4月24日付で懲戒請求者の懲戒請求に対しての3300万円の損害賠償請求の訴えに係属し、この訴えが仮処分の本訴となつた。

この損害賠償の訴えについては、原告である対象弁護士の豊田泰史が、9月10日に懲戒請求者が立てたスレッドである「がんばれ！和ネット！！」「あすか総合法律事務所(和歌山市)の弁護士に対する懲戒請求」「あすか総合法律事務所(和歌山市)の弁護士に対する懲戒請求」スレッド削除の仮処分申立、「頑張れ！豊田泰

史弁護士、頑張れ！あすか綜合法律事務所！」、「あすか綜合法律事務所(和歌山市)・(有)銀徳と和ネットとの訴訟関係」、氏名不詳の投稿者が立てた「脳裏」のスレッドと公開している訴訟書類のリンク集である「あすか綜合法律事務所(和歌山市)の弁護士に対する懲戒請求」、「あすか綜合法律事務所(和歌山市)より和ネットに損害賠償3300万円を支払えとの訴訟の訴状」、「がんばれ！和ネット！！」「あすか綜合法律事務所(和歌山市)の弁護士に対する懲戒請求」「あすか綜合法律事務所(和歌山市)の弁護士に」、「がんばれ！和ネット！！」等のスレッドに対してあすか綜合法律事務所の豊田弁護士のスレッド削除仮処分申立」を削除請求として追加した。また、12月9日付で、懲戒請求者が載せた和ネットニュースの記事「あすか綜合法律事務所(和歌山市)の弁護士に対する懲戒請求」も、削除請求に追加した。平成27年3月18日にこの訴えについて、懲戒請求者に対して損害賠償として、110万円支払え、和ネット、和ネットの記事で、公開している懲戒請求書のURLと懲戒請求と入った文面の削除を命ずる判決となり、その余の原告、被告の請求は棄却された。

対象弁護士らの原告である豊田泰史と懲戒請求者は、敗訴部分に対して控訴を行った。ただし、豊田泰史は、損害賠償については、3300万円のうち、110万円の判決で満足したということで、損害賠償については、控訴を行わなかった。

(有)銀徳及び代表者、吉村公俊氏の控訴では、控訴中に、(有)銀徳及び代表者、吉村公俊氏側から、証拠として、████████に対する捜査の結果の略式命令と起訴状が提出された。この起訴状から、和ネットは、████████の刑事告訴に対する捜査対象になっていなかったのが判明した。そして、(有)銀徳及び代表者、吉村公俊氏側の準備書面に、懲戒請求者が開示した発信者情報で、「具体的に個人を特定する手続きは行わなかった」との記載がある。本控訴審は、平成28年2月3日付で、原判決は変更され、(有)銀徳及び代表者、吉村公俊氏に、損害賠償として1万円を支払えという判決が下りた。(有)銀徳及び代表者、吉村公俊氏側は、これを不服として最高裁に上告したが、6月23日付で、最高裁に上告棄却された。

対象弁護士らの原告である豊田泰史と懲戒請求者の控訴は、平成28年10月20付で、原判決が変更され、対象弁護士らの原告である豊田泰史に55万円を支払えだけの判決となり、その余の原告、被告の請求は、棄却された。

対象弁護士らの原告である豊田泰史と懲戒請求者は、敗訴部分に対して最高裁に上告を行っている。

(対象弁護士に対して懲戒処分が必要な理由)

上記の経緯から、下記2点の対象弁護士に対する懲戒処分が必要であると思料される。

1. 対象弁護士らの原告である豊田泰史が提起した損害賠償の訴えは、スラップ訴訟である。

対象弁護士である豊田泰史は、平成26年4月24日付で懲戒請求者の懲戒請求に対して、3300万円の損害賠償請求の訴えを提起したが、この訴えの判決で、110万円まで、減額されても、それで満足して損害賠償については、控訴していない。つまり、3300万円というのは、恫喝であって、目的は、5月29日付の仮処分申立、9月10日付の請求の追加、12月9日付の請求の追加にある、対象弁護士らに都合の悪い、和ネットの掲示板のスレッドの削除、訴訟書類のリンク集、報道記事の削除であったのは明らかである。

その目的のために恫喝を懲戒請求者に行つたが、懲戒請求者がその恫喝に屈しなかつたので、仮処分申立、請求の追加を行つたのは明らかである。

これは、豊田泰史以外の対象弁護士らも、わかっていて豊田泰史の法定代理人になっていたので、同罪である。スレッドは利用者の意見を募るものであるので、懲戒請求者を含めて、県民、国民の対象弁護士らに対する、言論を封殺することが目的であるのも明らかである。

これは、日本国憲法第21条の表現の自由を搖るがす行為である。

このような恫喝訴訟を、欧米ではスラップ訴訟といい、スラップを禁じる法律を制定したアメリカのカリフォルニア州のような自治体もある。

対象弁護士らは、もちろん弁護士である。弁護士が、日本国憲法第21条の表現の自由を搖るがす行為を行つていゝはずがない。

これは、明らかに、弁護士職務基本規定の第一条に抵触する。

2. 対象弁護士らは、前回の懲戒請求時の弁明で、虚偽の弁明を行つていた。

懲戒弁護士らは、(有)銀徳及び代表者、吉村公俊氏の代理人として、懲戒請求者に通知書を送付したが、その通知書の書面に「なお、通知人らは、本件を非常に悪質なものであると考えており、記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」とあり、平成26年2月10日付で、同じく投稿の削除を要求する通知書を[REDACTED]に送つており、その通知書に[REDACTED]に対しての削除要求に和ネットも含まれていたので、この和歌山地方検察庁宛告诉状は主として[REDACTED]に対するものであるのは明らかである。

しかし、[REDACTED]の略式命令と起訴状から、捜査対象となり、起訴対象となったのは、[REDACTED]のブログ、「雑賀衆雜

賀孫市和尚波瀬万丈人生の軌跡」、「雜賀衆雜賀孫市和尚の軌跡」の「吉村公俊って嘘つきハッタリオヤジ」、「アホ相手は疲れる」との文面であり、これをもって、吉村公俊氏を侮辱したとして、[REDACTED]は料料に処された。

和ネットでの[REDACTED]の投稿は、平成26年9月3日付[REDACTED]の陳述書より、和ネットの和歌山市、岩出市のトピックの二つのスレッド「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」の投稿番号1「給料を貰いに行ったら領収書じやなく借用書にサインされそうになりました暴力団でもそんな事しないでしょ？吉村公俊って何をしてる人か誰かしりませんか？」、岩出市のスレッドの投稿番号3「やっぱり、そうですかね抗議をしたら領収書を出してきたのでそれにサインしましたが大丈夫でしょうか？実印も押したので悪用されそうな気もして心配しています」、投稿番号6「行政処分まで受けてるんですね 皆さん情報を見たらますます不安になってきました 議員の紹介だったので安心してたのですが有限会社銀徳の吉村公俊って人は少しヤバい人っぽいですね。 警察に相談しましょうかね」、投稿番号9「自分は名誉毀損で訴えられても良いと思っています 更なる被害者や辛い想いをする抑制になればええかなと考えてますから」、投稿番号12「そなんです こんな時はどこへ相談するべきなんでしょうね？」、投稿番号13「今後、自分みたいに誰かが騙されないように警察に相談する事にしました 皆さん、ありがとうございます」とある。

和ネットが、捜査対象になつていなかつたのは明らかである。

また、平成27年11月17日付の(有)銀徳及び代表者、吉村公俊氏側の準備書面(1)から、「開示された発信者情報を元に具体的な個人を特定する手続きは行わなかつた。」とある。

[REDACTED]氏に対する起訴状には、[REDACTED]は携帯電話を使って投稿していたとの記述がある。和ネットの発信者情報は、携帯電話からの発信の場合、携帯電話機の個体識別番号を取得する仕様になっている。そのため、捜査機関(和歌山県警岩出警察署)が、プロバイダである携帯電話会社に個体識別番号をもつて、問い合わせると容易に携帯電話機の契約者を特定することができる。対象弁護士らのうち、少なくとも太田達也は、そのことを和ネットとの別訴訟で知っていたはずである。しかしながら、入手した発信者情報を捜査機関(和歌山県警岩出警察署)に提供していない。これは、(有)銀徳及び代表者、吉村公俊氏の[REDACTED]に対する刑事告訴の告訴状の告訴対象に和ネットの投稿が含まれていなかつたからである。そのため、懲戒請求者が、[REDACTED]が岩出署に任意同行されたときに、捜査協力を申し出ても、「差し当たってその必要がない」という回答となるのは当然である。当然、和ネットは[REDACTED]に対する告訴状については無関係であるので、懲戒請求者に送られた通知書の書面の「なお、通知人らは、本件を非常に悪質なものであると考えており、記載者に対する厳格な処罰を求める既に和

「和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」という記載は、虚偽である。

しかし、対象弁護士らは、前回の懲戒請求時に、「和歌山地方検察庁に提出した告訴状については、その後岩出警察署に提出し直して、現在同署において捜査が進んでいる。」とあたかも、[REDACTED]に対する刑事告訴の告訴対象に和ネットの投稿が含まれているかのように弁明し、和歌山弁護士会も[REDACTED]に対する告訴状を確認せずに、「対象弁護士らは、実際に検察庁へ告訴状([REDACTED]に対する告訴状)を提出し、その後岩出署へ告訴状の再提出も行っているとのことである。告訴後の捜査手続は対象弁護士らが関与しうるものではないから、対象弁護士らが手続を遅延させているとの事実は認められない。」と認定及び判断を行っている。

そして、その認定及び判断で、議決を行っている。

これは、弁護士懲戒制度を搖るがす、重大なものと思料する。

以上の通り、非常に悪質な事実が判明したため、本懲戒請求を貴会に対して再度提出に至った次第である。